

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年7月9日

世田谷区

### I 業務概要

#### (1) 件名

看板等の詳細調査並びに改善指導支援委託

#### (2) 目的

本委託は、区道等に突出して設置されている道路占用物件（看板と日よけ）について、設置状況を把握し、道路法第三十二条、第三十九条および同法施行令第七条並びに世田谷区道路占用許可基準、東京都屋外広告物条例に基づき、看板と日よけ（以下看板等とする）の所有者に対し是正を促し、道路管理の適正化を図ることを目的とする。

#### (3) 業務内容

業務内容は、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を決定するものとする。また、世田谷区が令和元年度に行った調査データ（占用箇所、件数、表示内容、地図及び写真、ただし測量データなし）及び令和5年度に行った調査データ（世田谷総合支所管内における、道路占用物件台帳（写真、計測データ含む）、調査箇所図、是正指導書類）については委託実施時に貸与する。

なお、現在、世田谷区が考える業務内容は以下のとおりとする。

##### ①令和元年度調査における安全度Bランク物件（596件）の是正の確認及び訪問

- ア 計画準備
- イ 道路占用物件調査（看板等撮影・所有者の特定）
- ウ 道路占用物件調査結果一覧の作成
- エ 是正指導書類印刷及び発送

##### ②令和5年度に実施した世田谷総合支所管内の調査に対する是正の確認及び訪問

- ア 計画準備
- イ 道路占用物件調査（是正指導書類発送後の状況確認）
- ウ 道路占用物件調査結果一覧の作成
- エ 是正指導書類印刷及び発送

##### ③世田谷総合支所を除く4支所管内の調査及び是正指導書類発送

- ア 計画準備
- イ 道路占用物件調査（看板等撮影・計測、所有者の特定、計測結果の説明）
- ウ 道路占用物件台帳の作成
- エ 是正指導書類印刷及び発送

##### ④③に対する是正の確認及び訪問（業務内容は②と同様）

参考：令和元年度調査時点における調査対象4,221か所

（世田谷総合支所管内1,204か所、北沢総合支所管内1,036か所、玉川総合支所管内1,071か所、砧総合支所管内533か所、烏山総合支所管内377か所）

看板・日よけの数12,146件

(世田谷総合支所管内3,281件、北沢総合支所管内3,033件、玉川総合支所管内2,830件、砧総合支所管内1,768件、烏山総合支所管内1,234件)

うち道路に突き出しているもの6,318件

(世田谷総合支所管内1,787件、北沢総合支所管内1,564件、玉川総合支所管内1,540件、砧総合支所管内825件、烏山総合支所管内602件)

#### (4) 履行期間

契約の日から令和11年3月中旬まで

最大5か年とするが、履行期間も審査の対象とする。

なお、委託契約は単年度ごとに行い、令和7年度以降は、前年度の履行内容が良好と認められることと、予算が区議会で議決され配当されることを条件として契約を行う。

## 2 提案限度額(令和6年度)

28,789,310円(消費税込み)

## 3 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または、以下の書類を審査したうえで、区から本件の参加資格があることを認められた法人であること。

・登記事項証明書

・納税証明書(法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 法人都道府県民税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立をしていないこと。

(6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。または、自社において個人情報保護に関する規定を設けていること。

## 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。

## 5 提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目は以下のとおりとする。なお、(5)参考見積書は、見積金額と提案内容が妥当であるか確認するためのものとする。

(1) 業務実施体制:業務実績、業務内容、資格の有無

(2) 業務計画:動員計画、工程計画、業務実施方針

- (3) 特定テーマに対する提案:的確性、実現性、独創性
- (4) 資料作成能力
- (5) 参考見積書

## 6 手続等

### (1) 担当課

土木部 土木計画調整課 道路監察担当(担当:大石)  
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1(二子玉川分庁舎B棟3階)  
電話:03(6432)7958  
FAX:03(6432)7993  
E-mail:[SEA02401@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02401@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

### (2) 説明書の閲覧

区のホームページからダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/009/001/001/002/d00202856.html>

### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出方法

#### ①提出期限

令和6年7月24日(水)午後5時まで(必着)

#### ②提出方法

電子メール(紙が原本の提出物(納税証明書等)は併せて郵送、確認後原本は返却)

#### ③提出先

上記(1)担当課

### (4) 提案書の提出期限並びに提出方法

#### ①提出期限

令和6年8月26日(月)午後5時まで(必着)

#### ②提出方法

電子メール

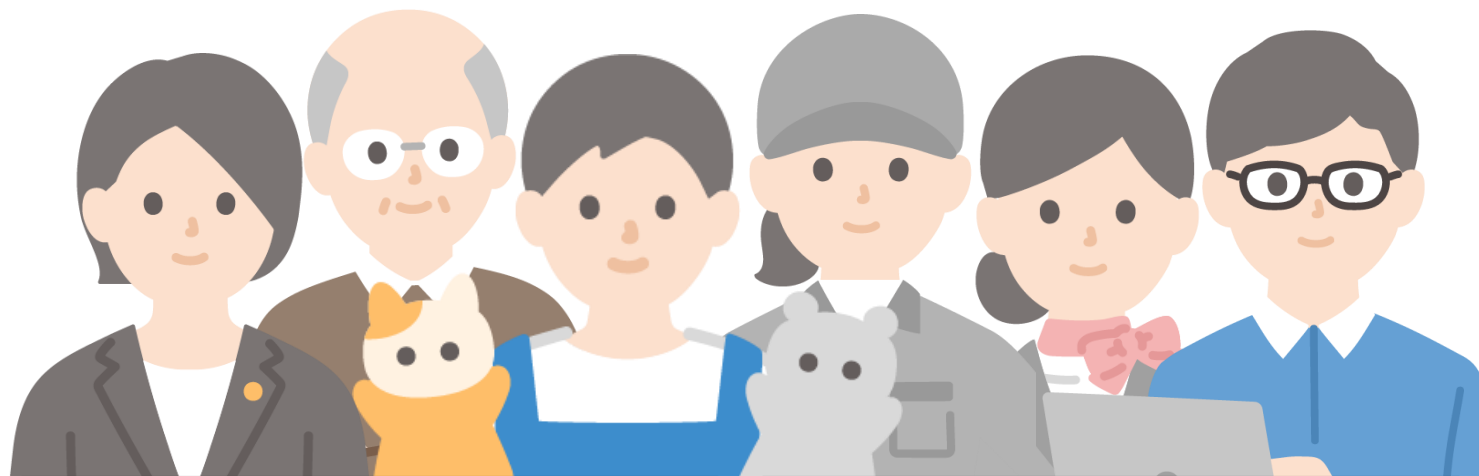
#### ③提出先

上記(1)担当課

## 7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 契約書作成は要とする。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定はありません。
- (5) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (6) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (7) 詳細は説明書による。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2階 20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4階 46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,007円	潜かん世話役	4,420円	型わく工	3,188円
普通作業員	2,699円	さく岩工	3,783円	大工	3,060円
軽作業員	1,870円	トンネル特殊工	3,602円	左官	3,273円
造園工	2,752円	トンネル作業員	3,124円	配管工	2,869円
法面工	3,358円	トンネル世話役	4,080円	はつり工	3,039円
とび工	3,315円	橋りょう特殊工	3,496円	防水工	3,634円
石工	3,337円	橋りょう塗装工	3,570円	板金工	3,443円
ブロック工	3,103円	橋りょう世話役	4,091円	サッシ工	3,230円
電工	3,199円	土木一般世話役	3,294円	内装工	3,326円
鉄筋工	3,284円	高級船員	3,889円	ガラス工	3,177円
鉄骨工	2,975円	普通船員	3,135円	建具工	2,859円
塗装工	3,475円	潜水士	5,015円	ダクト工	2,869円
溶接工	3,592円	潜水連絡員	3,666円	保温工	2,784円
運転手(特殊)	3,071円	潜水送気員	3,560円	設備機械工	2,805円
運転手(一般)	2,508円	山林砂防工	3,262円	交通誘導員A	2,019円
潜かん工	3,730円	軌道工	5,780円	交通誘導員B	1,764円
				上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。  
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。